

愛知県環境部水地盤環境課より

浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について（通知）

26水地環第496号
平成26年12月22日

浄化槽関係団体の長
指定検査機関の長 殿

愛知県環境部水地盤環境課長
(公印省略)

浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について（通知）

本県の浄化槽の維持管理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

この度、浄化槽保守点検業者に対して、別添のとおり下請け業者に係る登録について通知しましたので、御承知おきください。

担当 調整・生活排水グループ
電話 052-954-6219 (ダイヤル)
FAX 052-961-4025



26水地環第496号
平成26年12月22日

浄化槽保守点検業者 各位

愛知県環境部水地盤環境課長
(公 印 省 略)

浄化槽保守点検業の下請け業者に係る登録について (通知)

本県の浄化槽の維持管理の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、浄化槽保守点検業については、ご存じのとおり、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年愛知県条例第24号。以下、「条例」という。)第2条第1項に基づき知事の登録を受けなければならないとしています。これは、浄化槽管理者から委託を直接受けた元請け業者及びその業務の再委託を受けた下請け業者の別に関わらず登録を受けなければならないことを定めたものであり、この規定に違反して浄化槽保守点検業を営んだ者に対しては、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金が科せられます。

しかしながら、下請け業者は登録を受ける必要がないという誤った認識等から、無登録のまま保守点検業を営んでいる事例が散見されております。

つきましては、貴社が保守点検業務を下請け業者に再委託する際には、下記の事項について確認と徹底を図り、浄化槽の適正な維持管理業務に努めていただきますようお願いいたします。また、別添の平成18年6月22日付け18水地環第137号の通知の内容をあらためて確認いただき、履行に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 再委託先の業者の登録の有無を確認した上で、業務を委託すること。また、併せて浄化槽管理士の資格の有無も確認すること。
- 2 条例施行規則第8条に規定する帳簿の記載事項である「浄化槽の保守点検を行った浄化槽管理士の氏名」においては、下請け業者が保守点検を実施した場合、その保守点検の責任の所在を明確にするため、当該下請け業者の法人名又は屋号等を併せて記載すること。また、下請け業者であっても帳簿を備え、それを3年間保存する必要があること。

担 当 調整・生活排水グループ
電 話 052-954-6219 (ダイヤル)
F A X 052-961-4025



別添

18水地環第137号

平成18年 6月 22日

浄化槽保守点検業者各位

愛知県環境部長

浄化槽の保守点検における適正な維持管理業務の実施について
(通知)

日頃から、浄化槽の保守点検業務を通して、地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に御尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、浄化槽は適正な維持管理がなされて初めて本来の処理性能を発揮するものであることから、保守点検、清掃及び法定検査を確実に実施することが重要です。また、下水道と並ぶ恒久的な生活排水処理施設として浄化槽が地域住民の方などに認知されることにつながるものと考えます。

しかしながら、最近、同一の浄化槽管理士が保守点検業者の間で二重登録をする、業務委託契約に係る虚偽の保守点検記録を浄化槽管理者に発行するなど浄化槽に対する不信感につながる事例が発生しました。

つきましては、浄化槽の維持管理業務に対する信頼などを確保するため、あらためて、業務に当たっては下記の事項について確認と徹底を図っていただき、浄化槽法における保守点検の技術上の基準の遵守とともに浄化槽の適正な維持管理業務に努めていただくようお願いします。

記

- 1 浄化槽に係わる者の責任と業務を明確化するため、浄化槽管理士が愛知県知事に登録している保守点検業者を2つ以上兼務しないこと。
- 2 必要にして十分な保守点検が行われるべく、適切な浄化槽管理士の配置とその人員に見合う点検器具等の整備を図ること。

3 保守点検業務の再委託は、浄化槽管理者がその業務の第三者への再委託を認めた場合に限られるものであること。

また、再委託を請け負った者が保守点検を実施したときは、委託契約元の保守点検業者は速やかに保守点検の記録を確保し履行確認するとともに、その記録を3年間保存すること。

4 質と透明性の高い保守点検業務を提供するため、浄化槽管理者に対して、浄化槽の状態、作業の内容及び浄化槽の正常な機能を維持するうえで欠かせない保守点検、清掃及び法定検査の適正な実施の必要性を保守点検の記録などにより確実に説明すること。

担当 水地盤環境課

調整・生活排水グループ

電話 052-954-6219(ダイヤルイン)